

治癒証明書について

府中ひかり幼稚園

本園では下記の伝染病により罹患（りかん）した場合、学校保健法施行規則により、治癒証明書を提出いただきますようお願い致します。なおインフルエンザ・新型コロナウイルス感染症の意見書は、提出の必要がありません。

治癒証明書は下記の意見書を切り取るか、園に取りに来て、治癒して登園できる日に提出して下さい。園に取りに来られない場合は、病院の用紙を使用されても構いません。

	伝染病の種類	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS コロナウイルス)、中東呼吸器症候群(MERS コロナウイルス)、特定鳥インフルエンザ、指定感染症、新感染症 新型インフルエンザ等感染症(新型コロナウイルス感染症)	治癒するまで
第二種	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日経過し、かつ、解熱した後2日(幼児は3日)経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発熱した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで 又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふく風邪・ムンプス)	耳下腺、顎下腺が 又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹(三日はしか)	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
髄膜炎菌性髄膜炎 結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸シフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症 〔溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(ノロウイルスなどによる感染性胃腸炎)〕	治癒または医師の許可があるまで

学校保健安全法施行規則 第18条・19条

----- 切り取り線 -----

意見書

府中ひかり幼稚園 宛

園児氏名 _____

病名: _____

令和____年____月____日から症状も回復し、集団行動に支障がない状態になったので、登園可能と判断します。

令和____年____月____日

医療機関 _____

医師名 _____

Ⓜ又はサイン _____

(ご診察下さいました先生、宜しく願い申し上げます。)